

(別紙)

答申番号：答申第 10 号（諮問第 10 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、本件公文書公開請求に対し、不存在を理由に非公開を決定した処分は妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 公文書公開請求

平成 30 年 5 月 24 日、審査請求人は沖縄市情報公開条例（平成 13 年沖縄市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、実施機関に対し公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

平成■年 7 月 17 日入札業者に配布された設計業務委託特記仕様書の 3 設計業務の内容 (1)の⑥杭基礎検討書。■■地区の■■■■■施設と■■■ホールの杭基礎検討書の 10 完成成果品の⑧基礎検討書。ただし直接基礎のベタ基礎とフーチング基礎は含まない。

3 実施機関の決定

実施機関は本件請求に係る公文書が不存在であることを理由に、公文書非公開決定（平成 30 年 6 月 22 日付け、沖市生第 622007 号。以下「本件処分」という。）を行った。

4 審査請求

平成 30 年 9 月 27 日、審査請求人は本件処分を不服として条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、本件請求に係る文書の公開を求める。

2 審査請求の主な理由（要約）

- (1) ■■地区■■■ホール建設及び■■設計業務委託（以下「■■■ホール業務委託」という。）の受託者 B は、■■■ホール業務委託に関して平成■年 12 月 20 日に「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」を実施機関に提出した。その中で「トップベース工法（コマ基礎）を併用し、それより基礎支持力は 15t/m²とする」と明記している。
- (2) 受託者 B は■■■ホール業務委託に関して「杭基礎検討書」を実施機関に提出している。実施機関はこれを裁判において「一枚の紙」と主張したが、これは 108 頁に及ぶ杭基礎の比較検討書である。
- (3) 実施機関からの平成■年 12 月 3 日付けのメール「深層混合杭(地盤改良の事)」で分かるとおり、根拠となる資料を実施機関は確認していた。
- (4) ■■地区■■■■■■施設建設設計業務委託（以下「■■■■業務委託」という。）の受託者 A が作成したのは、設計業務委託特記仕様書に記載された「基礎検討書（ベタ基礎又は独立フーチング基礎）」ではなく、直接基礎と杭基礎（既設コンクリート杭、コマ基礎、地盤改良）の比較検討書となっている。直接基礎と杭基礎は、支持形式が異なるため比較検討はできない。比較できないものを比較している。

第 4 実施機関の主張要旨

1 弁明書の要旨

- (1) ■■■■業務委託における完成成果品として受託者 A から実施機関に納品された基礎検討書は、ベタ基礎、地盤改良基礎、コマ基礎、杭基礎について比較検討を行ったものであることから、審査請求人が求めている「直接基礎のベタ基礎とフーチング基礎は含まない。」の条件に該当する公文書ではない。よって、審査請求人が公開を求めている■■■■業務委託の「基礎検討書」は存在しない。
- (2) ■■■ホール業務委託における完成成果品については、受託者 B と実施機関の業務委託契約が解除となっているため、■■■ホール業務委託に関する完成成果品として「基礎検討書」は納品されていない。よって、審査請求人が公開を求めている■■■ホール業務委託の「基礎検討書」は存在しない。

第5 調査審議の経過

- 1 令和5年7月11日 審査庁から諮問書を收受
- 2 令和5年8月14日 調査審議（概要説明、事件整理）
- 3 令和5年8月25日 調査審議（審査請求人による口頭意見陳述、答申案の検討）

第6 審査会の判断

- 1 はじめに

審査請求人が本件請求において公開を求めているのは、■■■■業務委託に関する完成成果品の一つである基礎検討書及び■■■ホール業務委託に関する完成成果品の一つである基礎検討書であると解される。ただし、審査請求人は、本件請求に係る公文書の条件として「直接基礎のベタ基礎とフーチング基礎は含まない。」としている。

このことから、審査請求人が公開を求める公文書が存在するか否かについて

て、以下、検討する。

2 ■■■■業務委託に関する完成成果品である基礎検討書について

- (1) 実施機関の説明によると■■■■業務委託に関する完成成果品は、受託者 A より平成■年 2 月 20 日に納品を受け、平成■年 3 月 5 日に完了検査合格となっているとのことである。

実施機関は本件審査請求の弁明書に当該完成成果品である基礎検討書を添付しているが、当該基礎検討書には表題に「基礎形式の決定」と記載された文書と「基礎の経済比較」と記載された文書が含まれている。その中で「基礎形式の決定」と題された文書には、「ベタ基礎」「地盤改良」「コマ基礎」「既製コンクリート杭」が比較されていることが確認できる。また、「基礎の経済比較」と題された文書には、「①ベタ基礎」「②地盤改良基礎」「③コマ基礎」「④杭基礎」が比較されていることが確認できる。

- (2) 審査請求人は本件請求において「直接基礎のベタ基礎とフーチング基礎は含まない」との条件を付しているが、実施機関が完成成果品とする当該基礎検討書に含まれる「基礎形式の決定」及び「基礎の経済比較」には、いずれも「ベタ基礎」について比較した記載が確認できる。

- (3) 実施機関は当該基礎検討書を審査請求人に対しこれまでの公文書公開請求において既に公開しており、審査請求人が本件請求において真に求めているのは、既に公開された当該基礎検討書ではなく、「ベタ基礎とフーチング基礎」の比較を含まない基礎検討書であると解される。

- (4) 以上を踏まえると、実施機関が保有する当該基礎検討書は、審査請求人が本件請求において公開を求めている公文書の条件に合致するものでないと認められる。

- (5) その他、審査請求人が求める公文書の存在を伺わせる特別な証拠もないことから、■■■■業務委託に関して審査請求人が公開を求める公文書は存在しないと認められる。

3 ■■■ホール業務委託に関する完成成果品である基礎検討書について

(1) 実施機関の説明によると■■■ホール業務委託に関する受託者 B と実施機関との委託契約は、平成■年 3 月 9 日に業務委託契約が解除されており、当該業務委託契約解除通知書(平成■年 3 月 9 日付け、沖市契第 0310003 号)によれば、解除する理由として、以下の記載が確認できる。

1 解除する理由

乙の責に帰すべき理由により契約期限までに契約を履行しなかったため、業務委託契約書第 12 条第 1 項第 2 号の規定に基づき同契約を解除する。

当該乙とは、■■■ホール業務委託の受託者 B を指している。

(2) すなわち、受託者 B と実施機関との委託契約は当該業務委託契約解除通知書により解除されていることが明らかであり、実施機関は■■■ホール業務委託に関する完成成果品の納品を受託者 B から受けておらず、完了検査も行っていないのであるから、■■■ホール業務委託に関する完成成果品である基礎検討書は存在しないと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他■■■■業務委託契約の完成成果品が契約違反であると主張しているほか■■■ホール業務委託契約に関して受託者 B が不当に契約解除されたと主張するなど、当該両業務委託契約の適法性や記載内容の正否について様々な主張を行っている。しかし、それらは専ら当該両業務委託契約そのものに対する主張である。

当審査会は、条例により与えられた権限に基づき審査請求人が行った公文書公開請求に対し実施機関が行った決定の妥当性を審査することを本務とするところである。つまり、審査請求人は沖縄市情報公開条例第 7 条に基づき実施機関に対し公文書の公開を求めているのである。実施機関はこれに対し、公文書が存在しないと処分を行い、審査請求人はこれを不服としているの

であるから、当審査会は実施機関が行った当該処分が妥当であったか否か、すなわち、本件においては公文書が存在するの否かを審査するのが当審議会の役割である。

したがって、審査請求人のこれらの主張については当審査会における審査の対象外であり判断する立場にはない。

5 結論

以上のことから、実施機関において本件請求に係る公文書は不存在であるとして非公開決定を行った本件処分は、何ら違法又は不当な点はなく妥当である。

したがって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付帯意見

1 設計業務委託における公文書の作成及び保存について

本件設計業務委託契約においては、受託者が最終的に納品した完成成果品しか保存されておらず、完成成果品に至る過程の実施機関と受託者との間で交わされた調整資料等については保存されていないとのことである。

このような取扱いは、これを以て直ちに実施機関及び受託者における事務事業を違法たらしめるものではなく、業務を合理的に遂行する上で必要と認められる場合もあり、必ずしも否定されるものでもない。

しかしながら、事務事業を推進する過程における透明性を高め、説明責任を果たし、行政に対する市民の信頼を確保するという情報公開制度の目的からすると好ましいものとはいえず、逆に市政に対する誤解や不信感を生じさせることに繋がるものである。

公文書の作成及び保存は、情報公開制度における行政の説明責任を果たす上で前提となるものであり、実施機関においてはその事務事業の経緯や意思決定に至る過程及び実績、結果について、合理的に跡付け又は検証できるよ

う文書を作成し、適切に保存する必要があると解される。なおさら、設計業務委託契約において受託者は、完成成果品に至る過程で実施機関とその都度協議を行うことが必須となっており、実施機関による関与も認められる。よって、完成成果品のみを提出させ保存すれば事足りるのではなく、実施機関による関与についても説明を果たさなければならない。これは、設計業務委託を適正に執行する上で非常に重要なことであると考ええる。

この点については、旧沖縄市情報公開審査会（平成 22 年 3 月 29 日付け、答申第 6 号）においても同様に指摘しているところであるが、当審査会としては、実施機関において設計業務委託契約における公文書の作成及び保存のあり方に関して今一度検討を行い、情報公開制度における実施機関の説明責任を果たすよう強く要望する。

2 審査請求事務処理について

本件諮問第 10 号については、審査請求人より審査請求書が提出されたのが平成 30 年 9 月 27 日となっている。これに対し本件審査庁が当審査会に諮問を行ったのが令和 5 年 7 月 4 日付け（収受は令和 5 年 7 月 11 日付け）となっており、審査請求日の翌日から諮問までの日数が実に 1,741 日（約 4 年 9 カ月）となっている。また、当該審査請求に対する処分庁の弁明書の提出が令和 5 年 5 月 29 日となっており、これにかかった日数が 1,705 日となっている。

これだけの日数を要したことについて実施機関は、審査請求人に対し送付した「審査請求に係る諮問をした旨の通知書」の中で、諮問までの期間が 30 日を超えた理由として「平成■年度に建設された■■地区■■■■■施設及び■■■ホールに関する内容について、10 年以上経過している中、多岐に渡り請求がなされている特殊な案件であるため、時間を要したものです。」と説明している。

本件審査請求に関して実施機関が非公開と決定した原処分は、請求に係る

文書が不存在であることを理由に行ったものであるが、不存在であることを確認し、かつ決定を行うのにかかった日数は、公文書公開請求があった日の翌日からわずか29日である。

このことからすると、原処分自体には29日しか要していないにも関わらず、いざ審査請求がなされるとその弁明に1,705日もの日数を要することは到底考えられない。これは本件において実際に実施機関が提出した弁明書を見ても明らかであり、当該弁明に複雑な判断が伴ったとは認められず、実際に実施機関が主張するような背景があったにせよ著しく合理性を欠き理由にならない。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第1条第1項は、「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」としている。

また、条例第11条の2第1項は、「前条第1項の審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、沖縄市情報公開・個人情報保護審査会に諮問をし、その答申等を尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。」と規定し、同項第1号及び第2号で除外事項を定めている。

つまり、公文書非公開決定処分等に対する審査請求は、条例上、当該処分の妥当性・適法性の審査を当審査会が行うこととされており、諮問の適用除外に該当するか否かの判断も容易であるから、審査請求書が提出されてから諮問までの事務処理は、形式的に淡々と進めることが予定されていると解される。

これを踏まえると、本件審査請求は単なる事務処理の遅延ではなく、長く放置されていたというべきであり、もはや行政の怠慢であるといわざるを得ず、違法状態にあったというほかない。

当審査会は、実施機関において本件事態を重く受け止め、今後の審査請求に係る事務処理を迅速に進めるべく努力するよう強く要望する。

以上

令和5年9月12日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第一部会

部会長 島 田 考 人

委員 小 林 祐 紀

委員 當 眞 正 姫